二　当該確定拠出年金運営管理機関又はその関係する法人等（当該確定拠出年金運営管理機関が他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下この号において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人等並びに当該確定拠出年金運営管理機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等をいう。）以外の事業主が実施する企業型年金に係る運営管理業務を行わない場合 （公衆の閲覧の方法） **第七条の三**　法第九十四条第一項の自動公衆送信による公衆の閲覧は、確定拠出年金運営管理機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 （実施状況の報告） **第十二条の二**　確定拠出年金運営管理機関は、毎事業年度終了後三月以内に、法第九十四条第一項の規定に基づき主務省令で定める様式の標識を掲載しているウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）（第七条の三各号に掲げる場合に該当するものにあっては、その旨）を主務大臣に報告しなければならない。	（新設） （新設）

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第三条第一項第二号関係）

役　員　の　履　歴　書

（ふりがな） 氏　名			
	郵便番号（　　）		
現　住　所			
		生年月日	年　月　日（満　歳）
役　職　名			
職歴及び兼職状況	期　間	内　容	
	自　年　月　日 至　年　月　日		
	年　月　日	罰　の　内　容	
罰			

上記のとおり相違ありません。

年　月　日　商号又は名称

代表者の氏名

（A列４番）

（備考）

1．役員に相当する職にある者全てについて作成すること。

2．「罰」には、法第91条第１項第５号に係るもの全てを記載すること。